

会計年度用自動車運転管理業務員募集要項

令和7年12月1日
子ども青少年局中央児童相談所

この募集要項を
ご覧になる方へ

会計年度用自動車運転管理業務員の募集は**年齢不問**です。
意欲のある、多くの方の受験をお待ちしています。

1 選考区分・採用予定人員・主な職務内容等

選考区分	採用予定人数	主な職務内容等
会計年度用自動車運転管理業務員	1名程度	名古屋市西部児童相談所において、次の事務に従事していただきます。 ・児童相談所における自動車運転業務（児童の一時保護時や施設入所時等における児童及び職員の移送、文書書類の配達等）

2 受験資格

下記の（1）及び（2）の条件のいずれも満たす方

（1）普通自動車運転免許を所有する方

※ ただし、令和4年12月2日以降に運転免許の停止・取消し処分を受けたことがある方を除きます。また、申込日以降採用までに運転免許の停止・取消し処分となつた場合は、失格となります（最終合格発表後、運転記録証明書を提出していただきます）

（2）次のいずれにも該当しない方

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 申込み

（1）申込期間

令和7年12月1日（月）から令和7年12月17日（水）まで

（2）申込方法

別紙の受験申込書に必要事項を記入の上、子ども青少年局中央児童相談所まで郵送（12/17（水）必着）もしくは持参してください。

※ 持参の場合は、申込期間内（閉庁日除く）の午前9時から午後5時まで受付けます。

〔郵送宛先〕 〒466-0858

名古屋市昭和区折戸町4丁目16番地

中央児童相談所 相談課 会計年度任用職員採用担当

(3) 申込書類

ア 受験申込書（第1号様式及び第2号様式）

イ 小論文

【テーマ】

「児童相談所において、虐待を受けた子どもや障害を抱えた子ども、非行傾向にある子ども等、様々な困難を抱える子どもの支援を行うなかで、児童の移送等を行う運転手として留意すべきこと」

1,000文字程度、A4縦長横書き、「希望する職種」及び「氏名」を自筆で明記してください。「希望する職種」及び「氏名」以外は自筆、パソコン等を問いません。上記のテーマについて、ご自分の体験などを交えて具体的にお書きください。

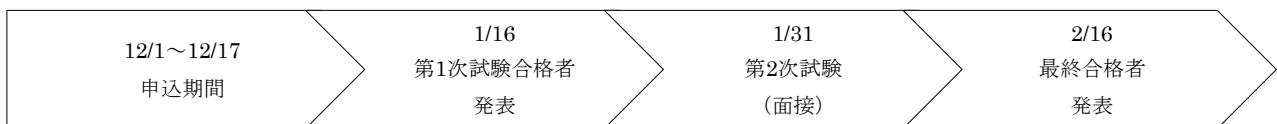
ウ 第1次試験結果通知用封筒（長形3号 サイズ120mm×235mm）

110円切手を貼り、住所・氏名を記載したもの。

※ 申込書類に不備がある場合は受け付けません。また、一度提出された書類は返却しません。

4 選考の日程等

(1) 選考の流れ



(2) 試験内容

試験	日程	試験内容	配点
第1次試験	12月17日（水） までに提出	申込時に提出いただく受験申込書による書類選考及び小論文による選考を行います。	120点満点
第2次試験	令和8年 1月31日（土）	口述による個人面接試験（20分程度）を実施します。	300点満点

※各試験において得点が一定水準に達しない場合は、総合得点に関らず不合格となります。

(3) 第2次試験会場及び集合時間

第1次試験結果通知に記載してお知らせします。

(4) 各試験結果の通知

第1次試験結果は、令和8年1月16日（金）に、最終試験結果については令和8年2月16日（月）に郵送にて通知します。あわせて本市ウェブサイトに最終合格者の受験番号を掲載します。

(5) その他

電話等による合否に関する問い合わせには一切お答えしません。

5 最終合格から採用まで

(1) 最終合格者は、成績順に採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載され、名簿の上位から1名程度が「令和8年4月1日採用予定者」として、令和8年4月1日に採用予定となります。その他の合格者は欠員の状況等に応じて逐次採用されますが、名簿に登載された人がすべて採用されるとは限りません。また、名簿の有効期限は、令和9年3月31日までとなります。

- (2) 任用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります（採用後1か月間は条件付採用期間となります）。
- (3) 翌年度以降の任用については、勤務実績に応じて再び任用される可能性があります。（最大4回まで）ただし、現行の事業計画の継続（任用枠が減らないこと等）を条件とします。
- (4) 受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合には、採用されないことがあります。

6 試験結果の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第9条の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示は閲覧により行います。

第1次試験不合格者	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次試験順位 ・第1次試験得点 ・第1次試験合格基準点 	各試験の結果発表日からその翌月同日まで (ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の閉庁日まで) <ul style="list-style-type: none"> ・9:00～12:00 ・13:00～17:00 (土・日・祝・振替休日を除く)	子ども青少年局中央児童相談所において、必ず受験者本人が、運転免許証、旅券等の身分証明書（写真のあるもの）を提示して口頭で申し出してください。
第2次試験不合格者	<ul style="list-style-type: none"> ・総合順位 ・総合得点 ・最終合格基準点 		

※ 開示請求は受験者本人による中央児童相談所（名古屋市昭和区折戸町4丁目16番地）

への来庁が必要です。また、電話・郵便等による請求は受け付けておりません。

※ 必要提示書類（写真付の身分証明書）に不足がある場合は開示できません。

※ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください。（自家用車での来庁はご遠慮ください。）

7 勤務条件

報酬	月額175,927円から192,576円（地域手当相当報酬を含む。）の範囲で、本市の定める技能労務職初任給規則により決定 他に通勤手当に相当する費用弁償、期末手当を支給 (令和7年11月1日現在 人事給与制度等の改正により変わる場合があります)
勤務時間	月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時30分までのうちの1日6時間 (1時間の休憩を除く)の週30時間
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
休暇	年次休暇、忌引休暇及び介護休暇等
社会保険等	健康保険、厚生年金、雇用保険、労務災害補償あり
勤務場所	<名古屋市西部児童相談所> 住所：名古屋市中川区小城町1丁目1番地の20 所管区域：西区、中村区、熱田区、中川区、港区

8 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

〈問合せ先〉

名古屋市子ども青少年局 中央児童相談所 相談課

会計年度任用職員採用担当

名古屋市昭和区折戸町4丁目16番地 児童福祉センター内

Tel:052-757-6111 Fax:052-757-6122